

組合員・利用者の皆様へ

お詫び

本組合事業につきましては、日頃より特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本組合金融共済部古川駅前出張所において、本年5月17日金融窓口終了後現金精査時に現金300万円が不足していることが判明し、当日から5月21日まで内部監査部署等による調査を実施しましたが原因究明には至らなかったため、5月22日に古川警察署へ「被害届」を提出し捜査を依頼しておりました。

そうしたところ6月25日午前10時10分頃古川警察署より犯人逮捕の連絡を受けました。逮捕されたのは、本件発覚時に金融共済部古川駅前出張所金融課金融係に配属されていた元有期契約職員で6月21日付をもって依願退職しておりました。

本組合として、皆様の信頼を損なうような不祥事件を起こしてしまい、多大なるご迷惑とご心配をおかけし、衷心よりお詫び申し上げます。

現在、本組合では宮城県農協中央会及び農林中央金庫等の指導を受け、再発防止策の策定に取り組んでいるところです。

また、今回の不祥事件発生に関して、管理監督する立場にある役職員についても責任を明確にする所存でございます。

今回、発生致しました不祥事件につきまして、重ねてお詫び申し上げますとともに、今後、このような不祥事件を起こさないように役職員が一丸となり、信頼回復に向けて内部管理体制の強化・充実を図りながら、これまで以上に職員への教育・指導・監督を行う所存でございますので、組合員・利用者皆様の変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年 6月27日

古川農業協同組合

代表理事組合長 佐々木 稔